

## 土地の処分について

中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業により造成された下記の土地を処分することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

### 記

- 1 物件の所在地 うるま市字州崎14番10ほか5筆
- 2 処分子定面積 87,790平方メートル
- 3 処分子定価格 2,343,993,000円

平成27年2月19日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

### 理 由

当該土地を処分するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。